

## 今日における啓発のとらえ方について

報告者 加藤敏明

啓発とは、要するに意識を変えることであって、そのためには、社会のしくみを変えるということと結びつけて考える必要がある。しかも今日、社会意識というものを形づくっている中心は、法律や制度であり、これを変えるということと結びつけて啓発を考える必要がある。さらに、国民的課題ということがよく言われますが、抽象的な国民的課題というのはないものであり、具体的に、労働者、農民そして人口の半分をしめる女性、そのような人々と部落問題との接点を明らかにし、それぞれの利害、関心と結びつけて、部落問題を訴えていくことが必要です。そうしてはじめて部落差別を自分自身の課題として解決していくことが可能となり、その解決していく実践過程の中で啓発していく必要があります。

以上の基本的な観点に立って、人権章の根運動というのが提起されています。その具体化として、大阪における身

元調査をなくす、あるいは、プライバシー保護条例を制定させるという運動が現在とりくまれていています。

次に、啓発の反省点として指摘されている点について私なりの考えを述べたいと思います。第一に、本音と建前のズレ、という点です。すなわち、建前として差別はあってはならない、ということは共通した理解が得られますが、差別をなくすための行動にそれが結びついていけない、という問題点があります。この点に関しては、やはり従来の啓発の行ない方にも問題があったのではないかと思えます。すなわち、啓発があつて、そこから自然発生的に行動が生まれてくる、という考え方はなくて、やはり、具体的な行動目標があつて、そのために啓発を位置づけていくという発想の転換が必要だと思えます。

第二に知的理解と感性のズレ、という事がよく言われます。部落差別の起源など、知的な理解に関する点は、研修

をすればそれなりに効果を上げていくことができるのですが、しかしながら、それが偏見をなくすことや、差別を敏感に受けとめることができる、という事にならないのです。この点で特に注意すべきなのは、「知的な理解」と「感性」という事を対立させてはならない、ということだと思います。科学的な理解もまた、本来極めて人間的な感動を呼び起こすものです。

第三に、人権啓発ということが言われるようになりまし。これは部落差別を始めとして、あらゆる差別の問題をとり上げていこうという主旨で言われているのですが、ともすると人権啓発という名のもとに部落問題ぬきになったり、一般的な運動論に解消されるという事があつてしまいます。そうなるのはいけない、部落問題を独自に教育する、すなわち、仮に労働運動の活動家であっても、差別発言をするというケースがあるわけです。やはり、たとえ活動家であっても、それぞれの差別についての具体的な教育というのがかならず必要です。

最後に、部落差別意識は今日、偏見、ねたみ差別、そして融和的な考え方、この三つから基本的に構成されていると思います。したがって、それぞれの意識の特性と対象の発達のプロセスに応じた、具体的な教育の方向について考えなければなりません。